

## 男女共同参画に関する ×クイズの解答

- 問1 女性はお医者さんになることができない  
 解答 ×  
 お医者さん = 男性と思われがちですが、女性のお医者さんもいます。
- 問2 飛行機で乗客のお世話をする人をスチュワーデスという  
 解答 ×  
 男女雇用機会均等法の施行に伴い、客室乗務員（フライトアテンダント）と呼んでいます。
- 問3 保育所などで児童の保育にあたる職員を保育士という  
 解答  
 保母さん、保父さんと呼びがちですが、1999年男女雇用機会均等法、児童福祉法施行令施行によって保育士と呼ばれるようになりました。
- 問4 男性は子どもを育てることができない  
 解答 ×  
 男性にも育児休業制度や育児休暇、育児参加休暇などの法整備がされていますし、父親としての責任もあります。
- 問5 女性は結婚したら必ず仕事をやめなければならない  
 解答 ×  
 昔は寿退職という言葉が使われていましたが、今では結婚後も働き続けることができます。また、結婚退職が就業規則に定められていたとしても民法第90条によって無効となります。
- 問6 「男だから」「女だから」といって差別をしてはいけない  
 解答  
 性別によってそれぞれの仕事を決めつけて、押し付けたり、向き不向きを決めつけたりしてはいけません。
- 問7 男性の先生は女兒の体を必要以上にさわってもよい  
 解答 ×  
 わいせつ行為、性的いやがらせにあたります。
- 問8 男性が女性に対して暴力を振るうのは仕方がない  
 解答 ×  
 男女に限らず暴力はいけないことです。
- 問9 女性であれば男性に暴力を振るっても犯罪にはならない  
 解答 ×  
 問8同様に傷害罪などの罪が科せられます
- 問10 男女共同参画社会がめざす姿は「男性は仕事、女性は家庭」である  
 解答 ×  
 こうした性別による役割分担の意識をなくし、男女が対等な立場でその個性と能力を発揮し、ともに責任を果たしていく社会です。

名寄市では、男女共同参画週間にあわせた作品展示会を6月21日から29日まで市民文化センターで行いました。作品展示会では、×クイズコーナーを設置して多数のご応募をいただきました。また、7月6日に行われた「ふれあい広場2008なよろ」においてもクイズコーナーを設置しました。今回はその×クイズの問題と解答をお知らせいたします。

## 男女共同参画社会の実現をめざして



## 配偶者暴力（DV）被害者自立支援サポーター養成講座 受講者募集

上川支庁とウィメンズネット旭川では、配偶者からの暴力から逃れるために民間シェルターに一時的に避難している方が、一日も早く生活を立て直すための同行支援などをしていただくサポーターを養成する講座を開催します。

### 日時・内容

- 第1回 9月13日(土)13時～15時  
 演題: DV被害者への法的支援の現状について  
 講師: 弁護士 神山 昌子 氏
- 第2回 9月27日(土)13時～15時  
 演題: DVと健康被害  
 講師: 精神科医 早苗 麻子 氏
- 第3回 10月11日(土)13時～15時  
 演題: 自立支援サポーターに求められるもの  
 講師: NPO法人代表理事 近藤 恵子 氏
- 場所(各回とも)  
 ときわ市民ホール研修室304(旭川市5条通4丁目)

### 受講対象者

DV被害者支援に興味のある方 40人程度  
 申込・お問い合わせ先  
 〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1-1  
 上川支庁地域振興部環境生活課主査(道民生活)  
 ☎0166-46-5923 FAX0166-46-5206  
 参加申込は電話、FAXまたは郵送  
 氏名・住所・電話番号・職業等を添えてお申込ください  
 申込〆切  
 8月31日(日)まで  
 参加料  
 無料

問い合わせ 企画課男女共同参画担当(市役所名寄庁舎3階)

☎01654 2111(内線3308・3309) ✉ny-mwkyodo@city.nayoro.lg.jp